別表第二の十六の項の次に次のように加える。

十六　都道府県知事又は市町村長	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	市町村長
		都道府県知事等
		都道府県知事
		厚生労働大臣又は日本年金機構
		厚生労働大臣又は都道府県知事
十六の二　都道府県知事又は市町村長	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	都道府県知事又は市町村長

児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置（同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。）に関する情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの
児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、児童扶養手当関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であって主務省令で定めるもの
特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって主務省令で定めるもの
予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第二の二十の項中

市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

都道府県知事 都道府県知事等 市町村長	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
	住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の二十一の項中

市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

都道府県知事 都道府県知事等 市町村長	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の二十六の項中「、母子及び父子並びに寡婦福祉法」を「若しくは母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、「に関する情報、障害者自立支援給付関係情報」を加え、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付の支給に関する情報」に、「、一時帰国旅費又は中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」を「若しくは一時帰国旅費の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報」に改め、同表の五十三の項中

市町村長	住民票関係情報であって主務省令で定めるもの

を

都道府県知事 都道府県知事等 市町村長	障害者関係情報であって主務省令で定めるもの
	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって主務省令で定めるもの
	住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの

に改め、同表の五十六の二の項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」を「障害者自立支援給付関係情報」に改め、同表の六十八の項中「障害児福祉手当」の下に「又は特別障害者手当」を加え、同表の七十四の項中「地方税関係情報」の下に「又は住民票関係情報」を加え、同表の八十五の項の次に次のように加える。